

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～
<第25号(平成24年11月20日(火)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター **検索**

非加熱野菜による食中毒に注意！！

今年8月、北海道で白菜の浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒が発生しました。発症者は150人以上にのぼり、幼児を含む7の方が亡くなりました。今回発生した食中毒の原因のひとつとしては、発酵不十分の牛ふん堆肥からの汚染や、原料や器具類の消毒不足などが考えられています。

野菜には、土壌由来のウェルシュ菌やセレウス菌のほか、十分発酵していない牛ふん堆肥が肥料として使われるとO157などの病原菌が残存し、野菜に付着する場合があります。非加熱野菜を取り扱う際には、流水で十分に洗浄した後、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムなどで殺菌し、その後流水で十分すすぎ洗いをするなど、衛生管理を徹底し、食中毒を防ぎましょう。



腸管出血性大腸菌とは？

病原性大腸菌のうち、ペロ毒素と呼ばれている毒素を産生する大腸菌のことで、O157が有名です。50個程度の少ない菌量でも感染し、腸内で毒素を作ることで多くの場合、激しい腹痛や下痢、血便などを引き起こします。特に幼児や高齢者が感染すると悪化しやすく、時には重篤な合併症を起こして死に至ることがあります。

原因食品： 食肉(焼肉など)、野菜サラダや和え物、井戸水 など

予防方法 「**つけない・増やさない・やっつける**」の食中毒予防の**3原則が重要**です

- ★ 調理前やトイレに行った後の手洗いと消毒の励行(消毒用アルコールや逆性石鹼などが有効です。)
- ★ 食肉などの十分な加熱(75℃以上で1分以上)
- ★ 非加熱野菜や果物の十分な洗浄
- ★ 調理済み食品を室温で長時間放置しない
- ★ 使用水(特に井戸水や受水槽)の衛生管理
- ★ 包丁・まな板の使い分けや、調理器具の洗浄・消毒



次亜塩素酸ナトリウムの調整法(一例)

市販品の5~6%次亜塩素酸ナトリウム液使用の場合

1.5ℓペットボトルの水にキャップ1杯(5ml)⇒0.02%(200ppm)に

※200ppmの次亜塩素酸水溶液(食品用)に5分間漬込み、その後、飲用適の流水で十分すすぎ洗いをしてください。

【お問い合わせ】 食品衛生監視第1専門班 (電話)055-920-2113 (FAX)055-920-2194

12月1日は「世界エイズデー」

日本では1日に約4人がHIV(エイズの原因となるウイルス)に感染し、県内では、平成23年にHIV感染者・エイズ患者と報告された人は44人(国内1,486人)に上り、年間の報告件数が最も多くなりました。

心配な方は、誰でも保健所でエイズ検査を匿名・無料で受けることができます。

※ 検査の詳細・予約については、地域医療課までご連絡ください。



【12～3月のエイズ検査日程】 検査場所：東部保健所

12月	4日 (火)	17:00～19:45	1月	8日 (火)	17:00～19:45	2月	5日 (火)	17:00～19:45	3月	5日 (火)	17:00～19:45
	11日 (火)	9:00～11:30		15日 (火)	9:00～11:30		12日 (火)	9:00～11:30		12日 (火)	9:00～11:30
	18日 (火)	17:00～19:45		23日 (水)	13:00～15:30		19日 (火)	13:00～15:30		19日 (火)	13:00～15:30
	26日 (水)	9:00～11:30		30日 (水)	9:00～11:30		27日 (水)	9:00～11:30		27日 (水)	9:00～11:30

※エイズ検査の他に、肝炎ウイルス検査なども同時に受けられます。

【お問い合わせ】 地域医療課 (電話)055-920-2109 (FAX)055-920-2194

互いに認め、助け合う社会に 12月3日～9日は「障害者週間」

すべての人が快適に生活できる社会を実現するため、障害のこと、障害のあることについて考えてみませんか？

街頭キャンペーンを実施します！

日時 12月4日(火) 10:30～11:30
 場所 沼津駅南口 ロータリー周辺
 内容 障害者週間啓発・障害者虐待防止法のチラシ及び授産製品の配布



昨年度のキャンペーンの様子

◇「共生社会」の実現を目指して◇

障害のある人が、あらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を目指して、障害についての理解を深め、障害と社会について考えてみましょう。

◇平成24年10月 障害者虐待防止法施行◇

障害のある人に対する虐待の禁止、虐待を発見した場合の通報義務が明確化され、虐待通報窓口が全市町で設けられました。

障害のある人に対する虐待は、その特性からなかなか発見されません。周りの人たちが、障害のある人の発する虐待のサインを見逃さないで、**気付いたらまず市町等の虐待通報窓口へご相談ください。**



【お問い合わせ】 障害福祉課 (電話)055-920-2081 (FAX)055-920-2114